

平成27年度第1回防府市総合教育会議議事録

1 開催日時 平成27年4月28日(火曜日) 午後3時30分

2 開催場所 防府市役所1号館3階第1会議室

3 出席者

防府市長	松浦正人
防府市教育委員会	
委員長	鈴木隆子
委員	小松宗介
委員	清水智恵子
委員	村田敦
教育長	杉山一茂

4 説明のために出席した者

総合政策部長	平生 光雄	総合政策部次長	伊豆 利裕
教育部次長(図書館長)	森川 信夫	文化・スポーツ課長	藤井 隆
学校教育課長	時乗 順一郎	生涯学習課長	福江 博文
文化財課長	藤本 尚志		

5 会議に従事した職員

教育部長	末吉 正幸	教育部次長	赤松 英明
教育総務課長	山内 博則	教育総務課長補佐	片山 裕美

○教育部長 それでは、ただ今から平成27年度第1回目の防府市総合教育会議を開催したいと思います。

開催にあたりまして、松浦市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆様、平素から本市教育に多大なお力添えをいただいて改めて感謝申し上げます。御高承のとおり本年4月1日から改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されたところでございます。

そうした中で、地方公共団体の長、及び教育委員会をもって構成される総合教育会議の設置が法に規定されたところでございまして、本日その1回目の防府市総合教育会議を開催する運びとなりました。

教育委員会の委員の皆様には、本市教育行政の推進に今日まで多大な御尽力を頂いております。私も深く感謝いたしているところでございますが、防府市総合教育会議を含めまして、今後も教育委員会とのコミュニケーションをしっかりと引き続き保ち、図つ

てまいりたいと考えておりますので、今後とも御高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育部長 ありがとうございます。それではこの度第1回目ということで教育委員の皆様方から自己紹介をお願いいたします。

○鈴木委員 教育委員4期目を拝命しております鈴木でございます。その中で昨年9月から教育委員長を務めさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○小松委員 小松と申します。平成20年12月から教育委員を拝命いたしております。経済人の代表ということで委員を承っているところでございますが、なかなか何をして良いか分からず皆様に御迷惑をおかけしております。これからは総合教育会議があるということで、かなり期待しております。よろしくお願い申し上げます。

○清水委員 清水智恵子と申します。今2期目でございます。防府市のPTAの代表いたしまして防府市の子ども達のために力を発揮できればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村田委員 市内で小児科を開業しております、村田 敦と申します。教育委員会委員を拝命いたしましてまだ1期目でございます。いろいろと勉強させていただいておりますがこれからもよろしくお願い申し上げます。

○教育長 改めまして、平成22年の10月から教育委員、更には教育長を拝命しております杉山一茂と申します。この総合教育会議が開催されるにあたり身の引き締まる思いで臨んでおります。楽しみにしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育部長 ありがとうございます。これから会議本題に入りますが、防府市総合教育会議が円滑かつ効率的に運営できるように、庶務的な事項につきましては、進行を事務局でさせていただきます。

お手元でございますように、本日の協議題は「防府市総合教育会議の運営について」と「防府市教育大綱の策定について」、「その他」でございますが、まず「防府市総合教育会議の運営について」概要を事務局の教育総務課長から説明させていただきます。

○教育総務課長 事務局を担当いたします教育総務課長の山内でございます。着座のうえ御説明させていただきます。

まず一つ目の協議題であります「防府市総合教育会議の運営について」御説明をさせていただきます。

お手元の資料の議題1資料に基づいて御説明いたします。

総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、全ての地方公共団体において設置するこ

ととなったものでございます。後ほど御説明を申し上げます防府市総合教育会議設置要綱の案について御承認いただいて、この要綱に基づいてこの防府市総合教育会議を運営したいと考えているところでございます。まずは1枚目の中ほどから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に総合教育会議について規定してありますのでこの条文をもとに御説明申し上げます。

第1条の4第1項に、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとするあり、市長が設置するものでございます。

次に、大綱の策定に関する協議以外に協議すべき事項が記載してございます。第1号に、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関するもの、第2号に児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関するものとなっております。

第2項で、総合教育会議は次に掲げる者をもって構成するとあります。第1号地方公共団体の長、第2号教育委員会、したがって防府市においては市長と教育委員会で構成することとなります。

第3項で、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するとあり、市長が招集することとなります。

第4項で、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めるとことができるとあり、必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めるとも可能となっております。

第5項で、総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができるとあります。

続いて第6項で、総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、この限りでないあり、住民への説明責任を果たすとともにその理解と協力のもとで教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされております。

第7項で、地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないとあり、議事録の作成とその公表について努力義務が課せられております。

第8項で、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないとあり、市長と教育委員会はともにその結果を尊重しなければならないものとされております。

第9項で、前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとあり、市長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされてはおります。ただし、当該事務を教育委員会に委任し補助執行させることができるとされております。したがって、防府市では事務局を教育委員会教育部長、教育部次長、教育総務課長、教育総務課長補佐で担うことといたしてありま

す。補助執行のため、市長部局職員として事務に従事するものでございます。

また、予算の編成執行等の関係から、総合政策部長、総合政策部次長が同席いたしております。また今回は大綱の策定についての議題がございますので、後ほど御説明してまいります防府市教育振興基本計画及び防府市スポーツ推進計画に係る教育部の学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長、図書館長並びに総合政策部の文化・スポーツ課長が同席していることも申し添えておきます。

それから、設置の趣旨といたしましては、1ページ目の下段に書いておりますように、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとすることが設置の趣旨とされております。

続いて2ページ目をご覧いただきたいと思います。これは、この防府市総合教育会議の運営に係る具体的な項目について規定しようとしております防府市総合教育会議設置要綱の案、これは3ページ4ページに案をお示ししているところでございますが、その要約として2ページの方に記載しております。2ページの運営等（防府市総合教育会議設置要綱案）会議の設置は市長が設置、会議の構成、市長及び教育委員会をもって構成する、会議の招集は市長が招集、あとは教育委員会の方でも招集を求めることができること、協議内容としては先ほど法律にあったようなもの、協議調整の結果も共に尊重しなければならないこと、会議の公開、議事録、会議の庶務等について要約したものを書いておまして、実際の設置要綱の案は3ページ4ページ第1条から第9条までそれぞれ目的、所掌事務、構成、会議、意見聴取、会議の公開、議事録、事務局、補足というところで、お示ししているところでございます。

この要綱に沿って進めさせていただきたいと思いますので、この設置要綱案についての御審議よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○教育部長 御意見御質問等ございましたら、何でも結構でございますのでよろしくお願ひいたします。

（質疑・質問なし）

よろしいでしょうか。

それでは先ほど説明いたしました案としてお示ししております防府市総合教育会議設置要綱をこれをもって本日決定いたしまして、この要綱に基づき今後は会議を進めてまいります。

それでは、続きまして協議題の2点目「防府市教育大綱の策定について」でございます。ここからは、主宰でございます市長の方で議長役を進めていただきたいと思います。

○市長 それでは、ただ今事務局が申しましたとおり協議題として「防府市教育大綱の策定について」を御協議いただきたいと思います。

議題資料の2番にございますとおり防府市教育大綱につきましては、平成26年3月

に教育委員会が策定いたしました防府市教育振興基本計画及び防府市が策定いたしております防府市スポーツ推進計画の2つの計画をもって代えることを提案したいと考えております。

まずは、事務局から教育大綱の定義や記載事項について、続いてこの2つの計画の概要について説明を求めたいと思います。お願いいたします。

○教育総務課長 同しく教育総務課から御説明を申し上げます。

議題2資料の中ほど地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋ということで、大綱の策定等について規定されているものをもとに御説明申し上げます。

この第1条の3第1項におきまして地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしてされております。

また第2項では、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第3項で、地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第4項で、第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。ということが記載されております。

この下段の方に文部科学省の通知がございまして大綱の定義というのが書いてありますのでご覧ください。

①番として、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものでないこと。

②番として、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。で、参酌の説明がございまして、後半、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

③番については、大綱が対象とする期間については、法律で定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定しているものであることというのが記載されております。

続いて6ページをご覧ください。大綱の記載事項が書いてあります。

①として大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられることが書いてあります。

②として、大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。が書いてあります。③④は割愛させていただきます。

地方教育振興基本計画その他の計画との関係として、①地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないことというふうに、これは文科省の局長通知に記載されておりますので、ここについて防府市の現状は先ほど市長からもありましたように、防府市教育振興基本計画及び防府市スポーツ推進計画を策定しているところでございますので、これをもって、この二つの計画をもって教育大綱に代えることとさせていただければと思います。

そこで、会議資料7ページをご覧くださいと思います。議題2説明資料として防府市教育大綱イメージ図として記載しております。これは、この二つの計画を並べて記載しております。それぞれの計画の基本目標や基本方針などの根本となる考え方の部分を抽出してイメージ図としてまとめたものでございます。続いての8ページ9ページに教育振興基本計画、更に10ページから12ページについて防府市スポーツ推進計画の関係部分の資料としてお示しをしております。先ほど御説明しましたように教育振興基本計画その他の計画を定めている場合は、計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するというところでございますので、資料にお示しをしておりますように、根本となる方針の部分をまとめているこの二つの計画、この二つの計画全体をもって教育大綱に代えることとしたいと考えているところでございます。

それでは続いて、防府市教育振興基本計画について概要を御説明させていただきます。お手元に黄緑色の防府市教育振興基本計画をお示ししておりますので、関係の部分をご覧くださいながら概要を御説明申し上げます。冊子の2ページをご覧くださいと思います。ここに大きく「2 計画の位置付け」と記載しております。その最初の部分、本計画は教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第四次防府市総合計画の教育分野における部門別計画であり、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものでと書いております。第四次総合計画との関連ほか体系図をお示ししているところでございます。戻っていただきまして、表紙の次の「はじめに」というところをご覧くださいと思います。はじめにという所の上から8行目、時代の背景を書いているところでございますが、近年の少子高齢化や核家族化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く教育環境は大きく変化しております。続いて多用化する教育課題に的確に対応するためには、主体的に生き抜く力を育むことがますます重要となってまいりましたことから、本市教育委員会では、更なる教育の充実をめざし、市民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、学校・家庭・地域が信頼と協働のもと教育施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成26年度から平成32年度までの7年間の計画期間とする「防府市教育振興基本計画」を策定いたしました。7ページをご覧ください。計画の7ページ、ここには本市教育のめざす姿として、めざすまちの姿は「教育のまち日本一」、めざす人の姿としては、「夢をもち学び続ける人」、「たくましさとしなやかさを備えた人」、「ふるさとに誇りと愛着をもつ人」というふうに掲げ

ております。また、隣の8ページには本市教育のめざす姿を実現するための基本目標といたしまして、「主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成」を掲げているところでございます。

この計画の策定にあたりましては、学識経験者、学校教育関係者、各種団体等関係者、公募委員の15名の委員で構成した「防府市教育振興基本計画策定委員会」を6回開催するとともに本市教育委員会の教育長、部長、部次長課長級で構成した「防府市教育振興基本計画策定庁内委員会」を6回開催して策定をしております。このことは、58ページから62ページまでに資料として記載しております。それぞれの委員会を6回ずつ開催いたしましてそのほか市民の皆様の見解を聴取するパブリックコメントを実施して計画議案を作成し、平成26年3月、昨年の3月議会で議決をいただき策定したものでございます。

それから今日の会議資料議題2説明資料に戻っていただいて資料の「3施策の柱」として5つの柱がございます。1つ目に「知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進」、2つ目に「地域ぐるみの教育の推進」、3つ目に「安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進」、4つ目に「一人ひとりがきらめく生涯学習の推進」、5つ目に「郷土の文化・伝統の継承と創造の推進」といった5つの柱を掲げ、続いて基本施策として9ページに記載しておりますような諸々の施策を掲げているところでございます。

それから最後の部分になりますが、計画の推進に向けては計画の53ページから55ページでございます。25の目標の指標を設定しております。各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠なことから、毎年度教育委員会が実施しております教育行政に関する点検評価制度について、進行管理を行うとともにその結果の公表をしているところでございます。また、計画期間中に新たに生じた課題に対応するため、計画の見直しは必要に応じて行うものとしているところでございます。以上で防府市教育振興基本計画の概要について終わらせていただきます。

続いて防府市スポーツ推進計画について御説明させていただきます。

○文化・スポーツ課長 文化・スポーツ課の藤井でございます。

「防府市スポーツ推進計画」の概要について、会議資料に基づき、御説明いたします。

会議資料の10ページからをご覧ください。まず、このスポーツ推進計画を策定する背景につきまして、平成23年8月に施行されました国の「スポーツ基本法」に基づきまして、『県や市町村は、国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。』と規定されていることにあります。

これを受けまして、平成24年10月に学識経験者、各種関係団体の代表、公募委員の計15名の方で構成した「防府市スポーツ推進計画策定委員会」を設置しまして、スポーツ推進計画（案）について、5回にわたりご協議いただき、平成26年度から平成32年度までの7年間の計画期間とする「防府市スポーツ推進計画」を策定したものでございます。

策定時、県内では、宇部市、山口市、岩国市、長門市そして美祢市の5市で「スポーツ推進計画」が策定されており、策定年度及び計画期間につきましては、それぞれの市

によって異なっております。また、それぞれの市の実情に即した計画のため、計画の基本理念又は目標、施策の方向性等もそれぞれ市の独自のものとなっております。

本市では、本市の特性を前面に出した独自性の強い計画とするため、「する・観る・支える」というスポーツの観点から、スポーツの推進の方向性を示す計画としております。

本市の「スポーツ推進計画」は、市民が生涯にわたり、その目的・状況に応じたスポーツ活動に親しむことができ、幅広い世代がスポーツと多様に関わることが可能な環境の整備を行政と市民が協働し、総合的かつ計画的に進めるための、今後の本市におけるスポーツ推進の指針となるものでございます。

それでは、会議資料の、10ページをご覧ください。計画の基本的な考え方の中で、スポーツに期待できる役割として、3つの視点から整理しているところでございます。

まず1点目のキーワードは、「人づくり」でございます。スポーツを通じて、子どもから高齢者まで、いきいきと元気な人づくりを目指しております。

次に2点目のキーワードとして、「絆づくり」でございます。スポーツを「する・観る・支える」ことにより、スポーツで繋がるたくさんの仲間をつくることができます。仲間と一緒に喜びや感動を分かち合い、夢を共有することにより、新たな絆づくりを目指しております。

3点目のキーワードとして、「まちづくり」でございます。スポーツを通じて、人と人、地域と地域が交流して生まれた絆で、まちが元気になるよう、スポーツを軸としたまちづくりを目指しているところでございます。

今、申しました「人づくり」「絆づくり」「まちづくり」の3つのスポーツの役割を踏まえ、競技者や指導者、ボランティアなどの育成、スポーツイベントの開催、各種大会の誘致などに重点を置き、「する」「観る」「支える」スポーツを推進し、またスポーツ環境の整備を推進することを基本方針としており、本計画の基本理念として「スポーツで活力発信！絆深まり元気あふれるまちほうふ」を掲げて、本市のスポーツの振興を図っているところでございます。

次に、11ページをご覧ください。ここでは、4つの基本方針をスポーツ推進のための柱と位置付け、施策を展開してまいっているところでございます。

基本方針1として、「する」スポーツを推進してまいります。子どもから高齢者まで、個々の状況に応じて、気軽にスポーツを楽しみ、親しめるよう、生涯スポーツの推進に向けた取組を行ってまいります。

基本方針2といたしまして、「観る」スポーツを推進してまいります。トップアスリーートのパフォーマンスや、トップレベルの大会の誘致、様々なイベントの開催を進めることにより、「する」だけでなく「観る」スポーツの取組を行ってまいります。

基本方針3として、「支える」スポーツを推進してまいります。スポーツボランティアをはじめ、「支える」人材の育成に努めるとともに、競技団体を支える指導者や支援・育成などにも取組んでまいります。

基本方針4として、スポーツ環境の整備を推進してまいります。スポーツ施設の整備や効率的な管理運営、学校体育施設の活用、地域スポーツ推進拠点の整備などの取組を行ってまいります。

最後に、12ページをご覧ください。表の左に掲げた基本理念の実現に向けて、4つ

の基本方針を推進していくための取組を、体系化してお示ししております。本計画推進のための取組といたしましては、皆様にお配りしております計画書の40ページから詳しくお示ししておりますので、後ほどご確認をお願いできたらと思っております。

簡単ではございますが、平成26年3月に策定いたしました「防府市スポーツ推進計画」の概要についてご説明させていただきました。以上でございます。

- 市長 ただいま事務局から昨年の3月に策定しております防府市教育振興基本計画並びにスポーツ推進計画、同じく3月に策定しておりますが、これらについて説明を行ったところでございます。今の説明について質問があればお願いをいたしたいと思っております。

(質疑・質問なし)

よろしゅうございますか。

教育に関する教育振興、教育学術文化ですね。それプラス、スポーツということでの本市の各計画の説明でございました。

特にないようでございますのでお諮りをしたいと思っておりますが、防府市教育振興基本計画及び防府市スポーツ推進計画をもって防府市教育大綱とすることに決定いたしたいと思っておりますがいかがでございますか。

(異議なし)

御異議ないということでございまして、本市のこの2計画をもって本市の大綱と決定いたします。

以上で本日の協議していただく議題は終了いたしました。今日は記念すべき第1回目ということでございますので、教育委員の先生方から自由な御意見あるいは思いなども御発言いただけたらと思っておりますが杉山教育長、いかがですか。

- 教育長 私どもが昨年3月に策定いたしました「防府市教育振興基本計画」をもって大綱としていただき、大変心強く思っております。「教育振興基本計画」は、「教育のまち日本一」という大きな願いを基本目標にしておりますが、これは、教育を大切にすまちな防府ということ、つまり、子どもから大人まで、生涯に亘って学び続ける、そして、そうした取り組みの中で、大人が子ども達の育ちを見守る、そういった教育風土ではどこのまちにも負けないという強い思いのもとで、「教育のまち日本一」という目標を掲げました。

これを、今後は防府市の目標として、市長の御理解のもとで市長部局の皆様とともに進めていけるということは、子ども達の確かな育ちを保障する力強い拠りどころになるものと期待いたしております。

ところで、この機会に管見を述べさせていただきますと、学校の中だけでは子どもの育ちが完結できなくなっている、それは学校の教育力が低下したということではなく、子ども達を取り巻く環境の変化によって、学校の先生方が教室の中で指導するだけではなかなか知識が知恵に変わらない。地域の中で、子ども達にいろいろな経験を、組織的、意図的、計画的、継続的に仕組んでやらないと、子ども達の中に、生きる力と申

しましうか、いわゆる生きて働く知恵が育たなくなっている。そうしたことを踏まえて、地域でもって子ども達を見守り育てる、地域の中で子ども達を育てる。そうしたこのまちにも負けない、地域の教育力を涵養するとともに、学校と地域が一体となって教育課題に取り組むため、3年前からコミュニティスクールというものを市内の全小中学校に導入し、進めさせていただいております。コミュニティスクールのめざす、より地域に学校を開く、学校を知っていただく、学校に応援をいただく、更には、学校経営・学校運営に力を貸していただく、という取り組みの中で、土曜授業、いわゆる月一回土曜日に授業をいたすことにしました。今、コミュニティスクール・土曜授業への御理解の中で鋭意、取り組みを進めております。

ところで、私がこの職に就いた時から防府市独自の課題として痛切に認識しているのは、子ども達の防府離れ、公立離れという現状です。公教育を預かる立場として、防府の子ども達がふるさとに誇りと愛着を持って、ふるさとで学ぶことが子ども達の力をつける最善の方法であると信じて、コミュニティスクールを進めてまいりました。

更に今年から取り組み始めたのは、富海小学校・中学校の小中一貫の教育でございます。これは、市長の強い思いである富海地域の創生、そういうものとあいまって、地域の中核としての学校が、地域コミュニティに力を発揮できる、スクールコミュニティを目指したものです。

さて、この3月、教育再生実行会議第6次提言での「教育がエンジンとなって地方創生を」という提唱は、おそらく松浦市長の御意見もあつてのことと思いますが、そうした地域力の向上に資するような学校でありたい、そういう中で、子ども達の育ちをきちんと図っていききたいというところに私どもの願いがあります。

一番の願いは、子ども達の確かな育ちを公教育として保障するという、そこのところをぶれさせてはならない、そういう取り組みをしてまいります。ぜひ市長のお力・御教示をと思っております。

今、新たな課題といたしまして、例えば、幼保小の連携があります。小学校は確かに私ども教育委員会の管轄ですが、幼保につきましては、市内には公立の幼稚園もないことから市長部局で管轄されています。これらの連携、例えば、小学校での放課後子ども教室は文科省サイドの事業ですが、留守家庭児童学級は厚労省の事業です。これを一体化した取り組みが子ども達の一貫した育ちを保障するという面では、何か新しい視点からの取り組みが必要ではないかという思いもあります。市長部局のいろいろのお力添え、ソフト面だけでなくハード面も含めましてお力をお貸しいただきますとともに、更に積極的に教育施策にも御提言いただきたいと思っております。

子ども達の育ちを確かなものにといい願いのもとに、この総合教育会議の開催が実のあるものになるに違いないと心強く思っております。

○市長 鈴木委員長いかがですか。

○鈴木委員 本日、「教育のまち日本一」という強い願いを掲げる「防府市教育振興基本計画」を基本にして「防府市教育大綱」が策定されまして、改めて、「教育のまち日本一」を12万市民の悲願として共有し、実現していけるよう、教育長を中心とする教育委員

会をしっかりと支えていきたいという決意を新たにいたしております。

○市長 小松先生いかがですか。

○小松委員 楽しみにしているのは、この会議で市長の思いとか国への出向及び、首長会も主催されていることだし、そういう意味では、市長の思いをどの程度私たちが理解できるのかまた、教育委員会が実行する施策とか、これは今までと代えた方が良いのではないとか、いろんな御意見を72年間以上生きてこられた市長さんからここで協議できたり審議できたりすることが非常に楽しみです。今までの教育委員会とまた違った総合教育会議というものに期待しているものです。今日はスタートですから特にあれこれということはありませんが、思いは今教育長、委員長が申したとおりでございます。今後ともよろしく願いいたします。

○市長 清水先生いかがですか。

○清水委員 まさに今、我が子が中学生ということで、保護者の立場として教育委員に関わらせていただいている状況でございます。学校との連携も積極的に行いながらそして各学校のPTA活動には保護者の力がとても大事だと感じていますので、多くの方達の意見を聞きながらこの総合教育会議に向けて意見交換ができればと思います。

○市長 村田先生いかがですか。

○村田委員 私、市民の一人としてこの委員を拝命させていただいたわけですが、今までも教育委員会の中でいろいろなことを学ばせていただいて、教育の大切さをひしひしと感じています。そういったものを市民一人ひとり全員が同じような気持ちで教育の大切さを理解していただくことができれば、「教育のまち日本一」は当然可能なことだと考えております。これからも頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○市長 ありがとうございます。実は私、既に皆様ご存知のとおりでございますが、教育再生首長会議というものを立ち上げておまして、昨年の6月に誕生したんですけれども、今全国に813の市と区がございます。併せて813。その中の最初30市あまりで立ち上げたんですが、今は3倍を越えて102までいっております。この度の統一地方選挙でその中のメンバーがひとりふたり落選をされておられる方もありますけれど、また新しい方々もどんどん日に日に増えているのが実情でございます。その中で先ほど杉山教育長から少しお話がありましたが、内閣府の教育再生実行会議、これは座長が鎌田早稲田大学総長でございます。ちなみに鎌田総長は防府の新田小学校の卒業生でございます。桑山中学校の2年まで在学していた、そういう方でございます。新田小学校のOBですよ。その方が今座長でいらっしゃいます。私、そこの地方創生のための教育のあり方委員会という所に所属しておまして、6次提言なども総理にしたわけでありまして。まさにその中では本市が推し進めておりますコミュニティスクールの重要性をしっかりと説いて文科省に認知させて、そしてこれが提言の中にきちっと織り込まれており

ます。貝ノ瀬先生、三鷹の教育委員ですね。貝ノ瀬先生がコミュニティスクールの熱心な提唱者でもございますし、確か去年ですか、教育振興大会で講師、一昨年ですか来ていただいております。その中で私がさかんに言っているのは、学校が崩壊するというか、廃校になっていくということはイコール、地方が地域が消滅するということである。だから、学校を廃校に追い込まれないようにしていくために頑張ることが教育を頑張ることにも当然ですが、地域をなんとか存続させる、もしかしたら唯一の手段ではないか、学校が無くなったら地域は消滅すると言っても私は過言ではないと思うんですね。地域が消滅していこうとしたら、学校は廃校せざるを得なくなるわけで、これはもう密接不可分な関わりあいであると。だから地方創生の切り口は教育の振興、教育がエンジンこれは提言の中でも謳われているんですが、教育がエンジンとなって地方を創生していく。そう言う切り口の中で、富海、今私の頭の中に一番あるのが富海小学校を廃校にしてはならない、向島小学校を廃校にしてはならない、ということが頭の中にあるんです。

さっきまで実は防府市の第四次総合計画の今ちょうど見直しの期間に入っていることと政府がさかんに言っております「まち ひと しごと創生」の防府の戦略を今年の10月を目処に発表するわけですが、その具体的な協議をさっきまで喧々諤々やっていたわけでありまして。その中でも私、はっきり言ったんですけれども、じゃあ富海小学校や向島小学校を廃校に追い込んでいかにするにはどうしたらいいか。空き家対策を進めながらそこに人が住んでいけるような形に市が借上げていこうとか、あるいは改造していく。そういうような施策をやるとか、あるいは三世同居、近居の住宅環境を整備していくということで、向島小学校を廃校に追い込まないように、富海小学校を廃校に追い込まないように、富海の場合は小学校と中学校が隣合わせにありますから、これを一貫校をやっていくことによってこれはもうずいぶん前から進めているんです。もう7年も8年も前から富海の一貫校に向けてを私が提案をして教育委員会サイドで深い御理解をいただいて御協力とかいろいろなことを積み重ねながら熟度を高めていって、いよいよこの4月から一貫校としての募集まで始まっていったわけですね。

ですから平素、教育委員会の先生方がいろいろ御議論されておられる事柄は、杉山教育長あるいは鈴木教育委員長と密接に御相談しながらやらせていただいてまいりましたので、これからも極めて良好な関係で、いや良好と言うよりも今まで以上に密度の濃い関係で、産業振興部も巻き込み、あるいは土木建築部も巻き込む、あるいは農林水産を担当する部局も巻き込んでいくというあんばいで、健康福祉部ももちろんです。あらゆる市長部局が教育の振興に深く関与していけることになっているというふうに私はむしろ私の方こそ心強く感じているところでございます。

ちょうど次回のこの会議をまた秋ぐらいには行いたいと思っておるんですが、そのころには私のところも防府版の「まち ひと しごと創生」の様々なメニューが揃ってまいる。そういう時期でもありますので、もっと教育の振興あるいは「教育のまち日本一」をめざす本市の教育行政の大いなる飛躍にも資していただけるのではないかと感じているところでございます。私の抱負の一環を述べさせていただいたところではございますが、今日のところは一回目というところでこのぐらいのところではいかがでございますか。

それでは事務局お願いします。

○教育部長 議題以外に何か御意見、御質問等ございませんか。なければこれもちまして平成27年度第1回防府市総合教育会議を終了いたします。

午後4時20分閉会